



中央環境審議会、有害大気汚染物 対策のあり方について答申

平成15年7月29日に開催された中央環境審議会大気環境部会において「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」の内容が決定され、7月31日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申が行われた。

今回の答申では、大気汚染に関する優先取り組み物質22物質のうち、環境基準が設定されていない物質の健康リスク低減のための指針値設定方針について、中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会の報告「今後の有害大気汚染物質による健康リスク評価のあり方について」を了承するとしたほか、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4物質についての健康リスク低減のための具体的指針値を提言したものです。

なお、この指針値は、環境基本法第16条に基づき定められている環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されています。

また、今回指針値が示されなかった物質についても、今後、迅速な指針値の検討及び設定を目指していく方針です。

今回設定された環境中の有害大気汚染物質による健康リスク評価の低減を図るための指針値

アクリロニトリル	年平均値	2 μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値	10 μg/m ³ 以下
水銀	年平均値	0.04 μgHg/m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値	0.025 μgNi/m ³ 以下

資料:2003年7月31日付 環境省ホームページ

環境技術課 明石康伸

閉鎖性海域での窒素・燐の暫定排水 基準の見直し - 環境省 -

環境省は平成15年7月28日、水質汚濁防止法に基づく「閉鎖性海域に関わる窒素・燐の暫定排水基準の見直し案」を公表し、この案について平成15年8月25日まで意見募集が行なわれます。

水質汚濁防止法では、平成5年10月1日から、閉鎖性海域の富栄養化防止のため、排出水の量が50 m³/1日以上以上の工場・事業場に対して窒素・燐の排水規制を行なっています。暫定排水基準は一般排水基準を達成することが著しく困難と認められる一定の業種について設定されているものです。

環境省は現行の暫定排水基準の適用期限である平成15年9月30日を迎えるにあたり、これらの業種に関する基準を見直し、現時点において達成可能な濃度レベルにまで排水基準値を強化した新たな暫定基準を平成20年9月30日を適用期限として設定する予定です。

資料: 2003年7月28日付 環境省ホームページ
化学分析課 佐藤妙子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- 1.水生生物水質環境管理手法 排出基準視野に 環境省
- 2.環境ホルモンの有害性評価実証試験 経産省
- 3.硫酸ピッチ不法投棄対策 環境省
- 4.化学物質規制強化 EU
- 5.1級河川水質事故93年比 3倍 国交省
- 6.02年度 ダイオキシン類調査結果 東京都
- 7.在宅医療廃棄物取扱い専門検討会新設 環境省
- 8.船舶からの汚水排出基準 国交省
- 9.PCB含有絶縁油を使用した電気工作物の使用・廃止状況集計結果を公表 経産省
- 10.大気中DXN類の未規制発生源の調査検討会を設置 環境省

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為、臨時休業させていただきます。何かとご迷惑をお掛けするとは存じますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

記

臨時休業 9月2日(火)



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発